

社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。）で当該相統税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該相統の開始の時に於ける当該特例受贈非上場株式等に係る認定相統承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条において「特例相統非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相統税額に相当する相統税については、政令で定めるところにより当該相統税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相統税額に相当する担保を提供した場合に限り、相統税法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営相統承継受贈者の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 認定相統承継会社 第七十条の七第二項第一号に定める会社で、前項の規定の適用に係る相統の開始の時に於いて、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

イ 当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。）の数が一人以上であること。

ロ 当該会社が、第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ 当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（二及びホにおいて「会社等」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ 当該会社等が、第七十条の七第二項第一号二に規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ 当該会社等が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するため必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

三 経営相統承継受贈者 第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に定める者で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

イ その者が、前項の規定の適用に係る相統の開始の直前において、前条第一項の贈与者の親族であること。

ロ その者が、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の代表権を有していること。

ハ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者及びその者と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定相続承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定相続承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

二 前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者が有する当該認定相続承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、その者とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定相続承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

四 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ 前項の規定の適用に係る特例相続非上場株式等の価額を同項の経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営相続承継受贈者の相続税の額

ロ 前項の規定の適用に係る特例相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営相続承継受贈者の相続税の額

五 経営相続承継期間 第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同以後五年を経過する日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該五年を経過する日又は当該贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいう。

六 経営相続報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ 経営相続承継期間 第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して一年を経過することの日（次項において準用する第七十条の七の二第三項第二号又は第八項において準用する同条第十項において「第一種相続基準日」という。）

ロ 経営相続承継期間（前項の規定の適用に係る経営相続承継受贈者に係る贈

与者が当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた特例相続非上場株式等の価額に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）に相当する相続税の全部につき前項、次項又は第九項から第十一項までの規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間（当該末日の翌日から三年を経過することの日（第八項において準用する第七十条の七の第二項において「第二種相続基準日」という。））

3 第七十条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種相続基準日」と、同条第四項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、同条第五項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営贈与承継期間）」と、「第一項、」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定又は」と、「又は第十五項」とあるのは「若しくは第十五項」と、「第一項の」とあるのは「同条第一項の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。

4 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が納税猶予分の相続税額につき特例相続非上場株式等（合併により当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例相続非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）のすべてを担保として提供した

場合について準用する。

5| 第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等（前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたものを含む。次項において同じ。）に係る会社の株式等について、第一項の規定の適用を受けている他の経営相続承継受贈者又は第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者若しくは第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人等である場合を除く。）には、当該非上場株式等については適用しない。

6| 特例受贈非上場株式等について第一項の規定の適用を受ける場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等（当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等に限る。）については、第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けることができない。

7| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が提出する相続税の申告書に、特例受贈非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。

一| 第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類

二| 第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の経営に関する事項として財務省令で定めるものを記載した書類

三| 第一項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該経営相続承継受贈者が第二項第三号イからニまでに掲げる要件のすべてを満たし、かつ、第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社が第二項第一号イからへまでに掲げる要件その他財務省令で定める要件を満たしていることを財務省令で定めるところにより証する書類

- 8| 第七十条の七の二第十項の規定は、経営相統承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第一項の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の」と、「経営承継相統人等」とあるのは「経営相統承継受贈者」と、「当該相統に係る相統税の申告書の提出期限」とあるのは「特例相統非上場株式等に係る贈与者の死亡の日」と、「同項、」とあるのは「同項の規定又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「経営報告基準日」とあるのは「経営相統報告基準日（当該特例相統非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相統報告基準日の翌日から五月（当該贈与者が当該経営相統承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該贈与者の死亡に係る相統税の申告書の提出期限までに到来する場合における当該最初に到来する経営相統報告基準日を除く。）」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種相統基準日」と、「第二種基準日」とあるのは「第二種相統基準日」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相統非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相統承継会社」と読み替えるものとする。
- 9| 第七十条の七の二第十一項及び第十二項の規定は、前項において準用する同条第十項の規定により提出すべき届出書について準用する。
- 10| 第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。
- 11| 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相統税法の規定の適用について準用する。
- 12| 第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相統税の免除について準用する。
- 13| 第七十条の七の二第二十二項の規定は、第八項において準用する同条第十項の規定により提出する届出書又は前項において準用する同条第十六項の規定により提出する届出書がこれらの規定に規定する期限までに提出されなかった場合について準用する。
- 14| 第七十条の七の二第二十三項の規定は、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定、第九項において準用する同条第十二項の規定、第十項において準用する同条第十三項の規定又は第十一項において準用する同条第十五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定したことによる利子税の納付について準用する。

15] 第七十条の七の二十五項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者又は特例相続非上場株式等若しくは当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

16] 第七十条の七の二十六項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第二十五項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

17] 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例）

第七十条の八 第七十条の四第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等の全部又は一部につき第三十三条の四第一項に規定する収用交換等（第三項において「収用交換等」という。）による譲渡をしたことにより、第七十条の四第三十四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定により当該受贈者の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

2 省 略

3 第七十条の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が同項に規定する特例農地等の全部又は一部につき収用交換等による譲渡をしたことにより、同条第三十九項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定により当該農業相続人の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

4 省 略

（計画伐採に係る相続税の延納等の特例）

第七十条の八の二 税務署長（相続税法第四十八条の三の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。次項、第七十条の十第一項及び第七十条の十二第一項において同じ。）は、相続税法第三十八条第一項の規定

（農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例）

第七十条の七 第七十条の四第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等の全部又は一部につき第三十三条の四第一項に規定する収用交換等（第三項において「収用交換等」という。）による譲渡をしたことにより、第七十条の四第二十九項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定により当該受贈者の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

2 同 上

3 前条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が同項に規定する特例農地等の全部又は一部につき収用交換等による譲渡をしたことにより、同条第三十五項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定により当該農業相続人の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

4 同 上

（計画伐採に係る相続税の延納等の特例）

第七十条の八 税務署長（相続税法第四十八条の三の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。次項、第七十条の十第一項及び第七十条の十二第一項において同じ。）は、相続税法第三十八条第一項の規定によ

により相続税額について延納の許可をする場合において、相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額（当該財産のうちに第七十条の六第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は、当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額）の合計額（以下この条において「課税相続財産の価額」という。）のうちに第六十九条の五第二項第一号に規定する森林施設計画が定められている区域内に存する立木（同号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する立木を除く。以下この条において同じ。）の価額の占める割合が十分の二以上であり、かつ、課税相続財産の価額のうちに同法第三十八条第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（以下この条において「森林計画立木部分の税額」という。）に係る延納期間については、納税義務者の申請により、同項の規定にかかわらず、二十年内（森林法第五十二条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林の区域のうち財務省令で定める区域内に存する立木に係る森林計画立木部分の税額（以下この項において「特定森林計画立木部分の税額」という。）にあつては、四十以内）とすることができる。この場合において、相続税法第三十八条第一項に規定する延納税額が二百万円（当該延納税額が当該特定森林計画立木部分の税額である場合には、四百万円）未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、当該延納税額を十万円を除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

29 省 略

（不動産等に係る相続税の延納等の特例）

第七十条の十 税務署長は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、第七十条の八の二第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに不動産、所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産で当該相続に係る被相続人の事業の用に供されていたものその他政令で定める財産の価額の合計額（以下この条において「不動産等の価額」という。）の占める割合が四分の三以上であるときは、当該延納を許可する相続税額のうち当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（次項及び第三項において「不動産等部分の税額」という。）に係る延納

り相続税額について延納の許可する場合において、相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額（当該財産のうちに第七十条の六第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は、当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額）の合計額（以下この条において「課税相続財産の価額」という。）のうちに第六十九条の五第二項第九号に規定する森林施設計画が定められている区域内に存する立木（同号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する立木を除く。以下この条において同じ。）の価額の占める割合が十分の二以上であり、かつ、課税相続財産の価額のうちに同法第三十八条第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（以下この条において「森林計画立木部分の税額」という。）に係る延納期間については、納税義務者の申請により、同項の規定にかかわらず、二十年内（森林法第五十二条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林の区域のうち財務省令で定める区域内に存する立木に係る森林計画立木部分の税額（以下この項において「特定森林計画立木部分の税額」という。）にあつては、四十以内）とすることができる。この場合において、相続税法第三十八条第一項に規定する延納税額が二百万円（当該延納税額が当該特定森林計画立木部分の税額である場合には、四百万円）未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、当該延納税額を十万円を除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

29 同 上

（不動産等に係る相続税の延納等の特例）

第七十条の十 税務署長は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、第七十条の八の二第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに不動産、所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産で当該相続に係る被相続人の事業の用に供されていたものその他政令で定める財産の価額の合計額（以下この条において「不動産等の価額」という。）の占める割合が四分の三以上であるときは、当該延納を許可する相続税額のうち当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（次項及び第三項において「不動産等部分の税額」という。）に係る延納期間

期間については、納税義務者の申請により、相統税法第三十八条第一項の規定にかかわらず、二十年内（同項に規定する延納税額が二百万円未満であるときは、当該延納税額を十万円を除して得た数（その数に未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数以内）とすることが出来る。

255 省 略

（相統税の延納に伴う利子税の特例）

第七十条の十一 相統税法第三十八条第一項、第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により相統税額について延納の許可を受けた者に係る当該延納の許可を受けた相統税額（第七十条の八の二第三項、第七十条の九第一項又は前条第二項の規定の適用を受けた相統税額を除く。）についての同法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「年六・六パーセント」とあるのは「年六パーセント」と、同号イ中「年五・四パーセント」とあるのは「年三・六パーセント」と、「年六パーセント」とあるのは「年五・四パーセント」と、同号ロ中「年五・四パーセント」とあるのは「年四・八パーセント」とする。

（土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十二条 個人又は法人が、平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 売買による所有権の移転の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十三年三月三十一日までに受ける場合 千分の十

ロ 当該登記を平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の十三

ハ 当該登記を平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の十五

二 所有権の信託の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十三年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

ロ 当該登記を平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の二・五

については、納税義務者の申請により、相統税法第三十八条第一項の規定にかかわらず、二十年内（同項に規定する延納税額が二百万円未満であるときは、当該延納税額を十万円を除して得た数（その数に未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数以内）とすることが出来る。

255 同 上

（相統税の延納に伴う利子税の特例）

第七十条の十一 相統税法第三十八条第一項、第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により相統税額について延納の許可を受けた者に係る当該延納の許可を受けた相統税額（第七十条の八第三項、第七十条の九第一項又は前条第二項の規定の適用を受けた相統税額を除く。）についての同法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「年六・六パーセント」とあるのは「年六パーセント」と、同号イ中「年五・四パーセント」とあるのは「年三・六パーセント」と、「年六パーセント」とあるのは「年五・四パーセント」と、同号ロ中「年五・四パーセント」とあるのは「年四・八パーセント」とする。

（土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十二条 個人又は法人が、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 同 上

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の十

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の十三

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の十五

二 同 上

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の二・五

ハ 当該登記を平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の三

2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に登録免許税法別表第一第一号(十一)ロ(3)又は二(1)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき前項の規定により同項各号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 売買による所有権の移転の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十三年三月三十一日までに受ける場合 千分の五

ロ 当該登記を平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の六・五

ハ 当該登記を平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の七・五

二 所有権の信託の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十三年三月三十一日までに受ける場合 千分の一

ロ 当該登記を平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の一・二五

ハ 当該登記を平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の一・五

3 平成十五年三月三十一日以前に登録免許税法別表第一第一号(十二)ロ(3)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき第一項の規定により同項第一号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項及び所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第二十四条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 当該登記を平成二十三年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

二 当該登記を平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の二・六

三 当該登記を平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の三

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の三

2 同上

一 同上

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の五

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の六・五

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の七・五

二 同上

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の一

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の一・二五

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の一・五

3 同上

一 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

二 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の二・六

三 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の三

(住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減)

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十四条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十四条において同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

(特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十三条の二 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間（次項において「特定期間」という。）に同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するもの（以下この条において「特定認定長期優良住宅」という。）の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 省 略

(住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減)

(住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減)

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十四条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十四条において同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

(特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十三条の二 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間（次項において「特定期間」という。）に同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するもの（以下この条において「特定認定長期優良住宅」という。）の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 同 上

(住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十四条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築又は取得（以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。）をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法により行われるときは、その貸付け又はその賦払金に係る債権で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 四 省 略

（農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十六条 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成二十二年三月

第七十四条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築又は取得（以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。）をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法により行われるときは、その貸付け又はその賦払金に係る債権で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 四 同 上

（独立行政法人住宅金融支援機構が受ける抵当権の設定登記の免税）

第七十四条の二 独立行政法人住宅金融支援機構が、独立行政法人住宅金融支援機構法第十三条第一項第一号の業務により金融機関から譲り受けた貸付債権（個人が住宅の用に供する家屋の新築又は取得をするための資金の貸付けに係るものに限り、以下この条において「住宅資金債権」という。）で当該金融機関が平成十九年三月三十一日までに当該資金の貸付けの申込みを受理したもの（同法附則第十條による廃止前の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七條第九項第一号の業務により独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項に規定する公庫が金融機関から譲り受けた住宅資金債権で同項の規定の適用により独立行政法人住宅金融支援機構が承継したものを含む。）を担保するため、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記については、財務省令で定めるところにより当該家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十六条 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成二十二年三月

三十一日までの間に、当該農地保有合理化事業（同項第一号に規定する農地売買等事業に限る。）の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地（次項及び次条において「農用地」という。）の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

2) 農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う法人で政令で定めるものが、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日（次項及び次条第二項において「農地法等施行日」という。）から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に掲げる農地売買等事業に限る。）の実施により、政令で定める区域内において、農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

3) 農地法第三十五条第一項に規定する特定農業法人（同項に規定する農地保有合理化法人等に該当するものに限る。）が、農地法等施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、同条第二項の規定により行う同項の遊休農地の所有権の移転等に関する協議により、政令で定める区域内において、当該協議に係る同法第二十一条に規定する農地の取得をした場合には、当該農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

（利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条 農業を営む者で政令で定めるものが、昭和五十六年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、政令で定める区域内において、農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る同法第十九条の規定による農用地利用集積計画の公告の日以後一

三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）とする。

2) 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十三号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項の特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議により、政令で定める区域内において、当該協議に係る特定遊休農地（同法第二十七条の二第一項の特定遊休農地をいう。）の取得をした場合には、当該特定遊休農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

（利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条 農業を営む者で政令で定めるものが、昭和五十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る同法第十九条の規定による農用地利

年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

2 農業を営む者で政令で定めるものが、農地法等施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号イに規定する農地所有者代理事業に限る。）により、政令で定める区域内において、農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

（漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十八条 漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、水産業協同組合法第九十一条の二第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

用集積計画の公告の日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

（農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減）

第七十八条 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項各号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号に規定する資金（政令で定めるものに限る。）の貸付けを受け、昭和五十六年四月一日から平成二十年九月三十日までの間にこれらの資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農林漁業金融公庫法第十八条第一項に規定する農林漁業者に対し貸付けをした場合には、その貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該農林漁業者に対する貸付けの日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

（漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十八条の二 同上

- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の四
- 二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の二
- 三 五 省 略

2 前項の場合において、平成二十一年三月三十一日までにされた権利義務の承継に係る船舶の権利の移転の登記については、同項第四号中「千分の五」とあるのは、「千分の四」とする。

(信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減)

第七十八条の二 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。次項において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成二十三年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十條第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するため受ける抵当権(企業担保権を含む。次項において同じ。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から平成二十三年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 四 省 略

(勧告等によつてする登記の税率の軽減)

第七十九條 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第七十三條第一項の規定による認定(昭和四十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にされたものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 五 省 略

- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の五
- 二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三
- 三 五 同 上

2 前項の場合において、平成二十一年三月三十一日までにされた権利義務の承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは「千分の四」とする。

(信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減)

第七十八條の三 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。次項において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成二十一年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十條第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するため受ける抵当権(企業担保権を含む。次項において同じ。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から平成二十一年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 四 同 上

(勧告等によつてする登記の税率の軽減)

第七十九條 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第七十三條第一項の規定による認定(昭和四十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間にされたものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 五 同 上

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第六条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第四項第一号に規定する事業の構造の変更で政令で定めるもの及び同項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第五条第一項若しくは第六条第一項の認定、同法第八条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する認定経営資源融合計画に係る同法第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第三十九条の二第二項若しくは第三十九条の三第一項の認定に係るものであつて我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一五 省 略
2 省 略

(農林中央金庫等が行う組織再編成によつてする登記の税率の軽減)

第八十条の三 省 略

2 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業

2 前項の場合において、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にされた同項の勧告若しくは指示又は認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第三号までの規定中「千分の五」とあるのは「千分の三・五」と、同項第四号中「千分の十六」とあるのは「千分の十四」と同項第五号中「千分の三」とあるのは「千分の二」とする。

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力再生特別措置法第六条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第二号に規定する事業革新（以下この項において「事業革新」という。）について記載があるものに限る。）に係る同法第五条第一項若しくは第六条第一項の認定、同法第八条第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画（組織の再編成で政令で定めるもの及び事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画に係る同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の認定に係るものであつて産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日（当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第七条第二項第三号に規定する実施時期）から一年以内に登記を受けるものに限る、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一五 同 上
2 同 上

(農林中央金庫等が行う組織再編成によつてする登記の税率の軽減)

第八十条の三 同 上

2 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業

協同組合から農業協同組合法第六十五条第二項に規定する行政庁の認可を受けた合併（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限り、）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の二・五とし、抵当権の移転の登記にあつては千分の〇・五とする。

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 株式会社等が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得し、当該不動産に関する権利の移転について登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 平成二十三年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行った場合 千分の八
ロ 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合 千分の十三
- 二 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 前号イに掲げる場合 千分の四
ロ 前号ロに掲げる場合 千分の六・五
- 三 先取特権、質権又は抵当権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四
ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八
- 四 根抵当権の法人の分割による移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四

協同組合から農業協同組合法第六十五条第二項に規定する行政庁の認可を受けた合併（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限り、）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の三（平成二十一年三月三十一日までに当該合併により取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の二・五）とし、抵当権の移転の登記にあつては千分の〇・五とする。

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 株式会社等が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得し、当該不動産に関する権利の移転について登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転 千分の八
- 二 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転 千分の四
- 三 先取特権、質権又は抵当権の移転 千分の一・四
- 四 根抵当権の法人の分割による移転 千分の一・四

— 417 —

九 鉱業権又は租 鉱権（砂鉱を目 的とする質権の移 転）	八 育成者権	七 回路配置利用 権	六 商標権	五 意匠権	
試掘権の移転	育成者権の移転	回路配置利用権の移転	商標権の移転	意匠権の移転	
専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転
千円 一個につき二万七	千円 一件につき二万六千	千円 一件につき六千	千円 一件につき一万六	千円 一件につき六千	千円 一件につき二万

十二 漁業権又は入漁権		十一 特定鉱業権			十 砂鉱権（砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉱権（砂鉱に係るものに限る。）				的とするものを除く。以下この号において同じ。）			
漁業権の持分の移転	漁業権の移転	漁業権の移転	採掘権の移転	探査権の移転	砂鉱権の移転	租鉱権の移転	採掘権の移転	探査権の移転	砂鉱権の移転	租鉱権の移転	採掘権の移転	探査権の移転
一件につき二千円	一件につき五千四百円	十平方メートルにつき九十円	十平方メートルにつき七百二十円	十平方メートルにつき九十円	一個につき九千五百円	一個につき五千四百円	一個につき六千五百円	一個につき九千五百円	一個につき五千四百円	一個につき六千五百円	一個につき九千五百円	一個につき五千四百円

2) 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、次の各号に掲げる仮登記を受けるときは、当該仮登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行った日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる仮登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 前項第一号イに掲げる場合 千分の四

ロ 前項第一号ロに掲げる場合 千分の六・五

二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 前項第一号イに掲げる場合 千分の二

ロ 前項第一号ロに掲げる場合 千分の三・二五

3) 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、前項第一号又は第二号に掲げる仮登記がされている不動産について、当該仮登記に基づきその所有権、地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行った日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第十七条第一項の規定にかかわらず、当該不動産についての当該登記の第一項第一号又は第二号に定め

入漁権の移転	一件につき三千円
入漁権の持分の移転	一件につき二千円
先取特権又は抵当権の移転	一件につき二千円

4) 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、次の各号に掲げる仮登記を受けるときは、当該仮登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行った日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる仮登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の四

二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の二

5) 前項の場合において、株式会社が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行ったときにおける同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

6) 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、第四項第一号又は第二号に掲げる仮登記がされている不動産について、当該仮登記に基づきその所有権、地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行った日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第十七条第一項の規定にかかわらず、当該不動産についての当該登記の第一項第一号又は第二号に定め